

ミャンマー： オンライン販売事業の登録に関する最新情報

概略

商務省貿易局は、2023 年 7 月に公布された令 50/2023 号と令 51/2023 号に基づき、2023 年 12 月 22 日までにオンライン販売業を営む事業者の登録を義務付ける電子商取引登録制度を 2023 年 10 月 2 日に始動した。

Contact Information

Andy Leck
Principal
Singapore
andy.leck@bakermckenzie.com

主要なポイント

日本語でのお問い合わせ

1. **必須サービスとしてのオンライン販売：** 2023 年 7 月 21 日に商務省が発布した令 50/2023 は、オンライン販売事業が 2012 年必需品・サービス法に該当する事業であるとし、2023 年 12 月 21 日（期限）までに登録することを義務付けた。期限後も登録証明書を取得せずにオンライン販売を継続した場合、3 年以下の禁固刑または 50 万 MMK(240 米ドル)以下の罰金に処せられる。

井上 洋子 (Yoko Inoue)
yoko.inoue@bakermckenzie.com

2. **オンライン販売事業登録令： オンライン販売事業登録令（令 51/2023）**（「登録令」）において、「オンライン販売事業」とは、オンラインシステムを通じて商品またはサービスを販売する事業と定義される。

本登録令は、これまで未規制であったオンライン販売を規制するもので、オンライン販売事業者に対し、説明責任を果たし、関連規制（例えば、食品、医薬品、化粧品等の場合は FDA の規制）を厳格に遵守して事業を行うことを求めるものである。事業者は、登録証明書申請で指定された製品およびサービスのみの販売に限定される。また、商品、価格、品質、支払方法、配送・返品に関する明確で正確な情報を提供しなければならない。更に、オンライン販売プラットフォームをいかなる政治的理由にも利用してはならない。これに違反した場合、オンライン販売登録証明証が一時停止または取り消される可能性がある。なお、本登録令には、オフショア販売プラットフォームに関するいかなる規定も含まれていない。

3. **登録：** オンライン販売事業登録証明書の申請は、2023 年 10 月 2 日に稼動した電子商取引登録システム（**e-commerce registration system**）を通じて貿易局に提出する必要がある。

法人でも自然人でも当該登録証明書を申請できる。



- (a) 法人の場合、以下の条件を満たさなければならない。
 - (i) 会社法、特別会社法、協同組合法、その他の現行法に基づき設立されている
 - (ii) 独自の名称／アイデンティティを有する公式ウェブサイトを有する
 - (iii) オンライン販売事業を行う場を有する
- (b) 自然人の場合には、以下の条件を満たさなければならない。
 - (i) ミャンマーの居住者である
 - (ii) 18 歳以上である
 - (iii) 登録令の規定を遵守できる
 - (iv) 心神喪失者でない
 - (v) 政府省庁／組織のブラックリストに載っていない
 - (vi) オンライン販売事業を行う場所を有する

申請書には以下を添付する必要がある。

- (a) 申請者のカラー写真と国民身分証明書のコピー、法人の場合は申請法人の権限を有する者のカラー写真と国民身分証明書のコピー、および当該法人の登録証明書
- (b) 申請書に記載された住所に営業活動の場が実際に存在することを示す、関係官庁または区市町村役場による証明書
- (c) 承認の対象となる商品およびサービスの情報および保証書
- (d) 輸入または製造に関する情報
- (e) 該当する場合は、関係省庁の許可証／免許証

登録証明証の有効期間は 2 年間で、期間満了時に更新可能である。

- 4. **登録料：** 登録料やオンラインサービス料は現時点では公表されていない。2023 年 12 月 21 日の期限までは、登録料は発生しない。

* * *

私共はこれらの動向を注意深く見守って参ります。ご質問やご不明な点等ございましたら、何なりとご連絡ください。
